

評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 幸築会（以下「法人」という。）の定める定款第8条 評議員の報酬と定款第22条に定める、理事と監事（以下「役員」とする）の報酬等について定めたもの。

(役員報酬)

第2条 当法人の評議員と役員報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員と役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している人に、支給しない。

2 旅費が発生した時は、旅費規程に基づき支払える。

(1) 評議員会と理事会等に出席した場合の費用弁償

出席1回ごとに	6,000円

3 支払いは、理事会と評議員会を開催した日に振込又は現金で支払う。

(雑則)

第4条 その他特に定めのない事項は、理事長が定める。

附則 この規則は、平成29年4月 1日から施行する。

附則 この規則は、平成29年6月23日から施行する。